平成２３年（フ）第１２９号
宮城県栗原市築館新田２番31号
債務者　三浦　　聡
1　決定年月日時　平成23年９月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２３年（フ）第１１３号
茨城県筑西市下野殿1011番地24
債務者　風間　大輔
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２１２号
茨城県坂東市矢作2940番地
債務者　磯山　順一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２１３号
茨城県坂東市矢作2940番地
債務者　磯山　淳子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２１４号
茨城県猿島郡境町大字山崎901番地
債務者　飯塚　正典
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２３６号
茨城県古河市女沼314番地４
債務者　名嘉　政元
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２３８号
茨城県坂東市岩井2972番地
債務者　逆井きみ子
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２４７号
茨城県古河市下大野2965番地164、前住所茨城県古河市東山田25番地４
債務者　原田　作次
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第２６２号
茨城県下妻市高道祖309番地124
債務者　三澤　理恵
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第４１号
千葉県木更津市真舟５丁目８番20号
債務者　須藤　昌人
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第９６号
千葉県木更津市請西748番地９
債務者　吉田　里佳
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１０４号
千葉県木更津市高柳２丁目13番３号
債務者　肥後　静江（旧姓西屋）
1　決定年月日時　平成23年９月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２３年（フ）第１２２号
滋賀県愛知郡愛荘町愛知川288番地３　雇用促進住宅２棟305号
債務者　小田　修一
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２３年（フ）第３６４号
兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の33城の宮第２住宅16Ａ―507号、従前の住所神戸市垂水区学が丘２丁目１番412―407号
債務者　小林　誠司
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５１９号
兵庫県加古郡稲美町六分一1198番地の３
ジェルメ・イースト102号
債務者　今村　幸雄（旧姓児玉）
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５２７号
兵庫県加古川市加古川町河原306番地の１
明和荘105号
債務者　福井　千恵
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第９１４号
広島市西区高須台１丁目６番４号
債務者　大代ゆかり（旧姓原畑）
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第９５０号
広島県安芸郡府中町宮の町４丁目16番１号
債務者　溝端　儀春
1　決定年月日時　平成23年９月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで
広島地方裁判所民事第４部